

利 用 権 設 定 申 出 書

下記の土地について、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、利用権の設定を申し出します。

令和 年 月 日

笠間市長 山口伸樹殿

第1. 利用権設定(経営受委託・移転及び転貸を除く)関係

電話番号	借受者	
	貸付者	

1. 各筆明細

整理番号	(A) 利用権の設定を受ける者の住所及び氏名 (借受者)			(住所)	(氏名)	◎										
	(B) 利用権を設定する者の住所及び氏名 (貸付者)			(住所)	(氏名)	◎										
【農地利用集積円滑化事業】			代理人住所	※ 左記は農地利用集積円滑化団体の「農地利用集積円滑化事業」による農地集積の場合に記載												
			代理人氏名													
利用権を設定する土地 (C)				設定する利用権 (D)				利用権設定等促進事業 実施により成立する利用 権の設定等に係る当 事者間の法律関係 (E)	利用権を設定する土地の(B)以外の権限者等 (F)				備考			
所 在			現況 地目	面積 ㎡	利用権 の種類	内 容	始 期		存続期間 (終 期)	借 賃 (10a・反当)	借 賃 の 支払方法	住 所		氏名又は名称	権限の種類	同意印
大字	字	地 番														

- (記載注意) (1) この各筆明細は、利用権設定の当事者ごとに別葉とする。利用権の設定を受ける者が同一で利用権を設定する者が異なる場合には整理番号に枝番を付けて整理する。
 (2) (C)欄は、大字別に記載する。
 (3) (C)欄の「面積」は土地登記簿によるものとし、土地登記簿の地積が著しく事実と相違する場合、土地登記簿の地積がない場合及び土地改良事業による一次利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を()書で下段に2段書きする。なお、一筆の一部について利用権が設定される場合には○○○㎡の内○○と記載し、当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載する。
 (4) (D)欄の「利用権の種類」は、「賃借権」等と記載する。
 (5) (D)欄の「内容」は、利用権の設定による当該土地の利用目的(例えば水田として利用、普通畑として利用、樹園地として利用、農業用施設用地(畜舎)として利用等)を記載し、水田裏作を目的とする賃借等の場合にはその利用期間をも併記する。
 (6) (D)欄の「存続期間(終期)」は、「○年」又は「○○年○○月○○日(始期)から○○年○○月○○日(終期)まで」と記載する。
 (7) (D)欄の「借賃」は、当該土地の1年分の借賃(期間借地の場合には、利用期間に係る年分の借賃)の額を記載する。
 (8) (D)欄の「借賃の支払方法」は、借賃の支払方法(例えば毎年○年○月までに○○農協の○○名義の預金口座に振り込む等)を記載する。
 (9) (E)欄は、(D)欄の「利用権の種類」に対応して「賃借権」等を記載する。
 (10) (F)欄は、(B)欄以外の権原者がいないときは記入を要しない。
 (11) 同意については、(A)欄、(B)欄及び(F)欄に同意印を押印することによって、換えることができる。
 (12) 備考欄には、当該土地の利用権設定が農業協同組合法第10条第3項に規定する信託に係るものである場合は、信託財産である旨及び当該信託に係る委託者の氏名又は名称及び住所を記載する。
 (13) 農地利用集積円滑化団体が行う農用地等の所有者の委任を受け、その者を代理して利用権設定(経営受委託、移転及び転貸を除く)を行う場合には利用権設定等委任契約書の写しを添付する。

担当委員名

裏 面 へ 続 く

2. 利用権の設定等を受ける者(借受者)の農業経営の状況等(農地所有適格法人等)

整理番号					農地所有適格法人名											□第18条第2項第6号に該当するもの(G)		
利用権の設定等を受ける土地の面積(A)	利用権の設定等を受ける者が現に耕作又は養蓄の事業に供している農用地等の面積(B)		利用権設定等を受ける農地所有適格法人の事業の状況(C)										家畜飼養状況(E)		農機具の所有の状況(F)			
			事業の種類										種類	数量	種類	数量		
			区分	農業		左記農業に該当しない字事業の内容												
農地	m ²	農地	自作地	m ²	生産する農畜産物名		関連事業の内容			左記農業に該当しない事業の内容			乳牛		耕耘機			
					現在(実績又は見込み)									豚		トラクター		
採草地	m ²	農地	借入地	m ²	権利取得後(予定)								鶏		もみすり機			
					売上高										乾燥機			
その他	m ²	採草地	m ²	年度										農業		左記農業に該当しない事業		
				3年前(実績)														
				2年前(実績)														
				1年前(実績)														
				公告日の属する年(実績又は見込み)														
2年目(見込み)																		
3年目(見込み)																		
利用権の設定等を受ける農地所有適格法人の構成員全ての状況(D)										利用権の設定等を受ける農地所有適格法人の業務執行役員全ての状況(E)								
(1)農業関係者(権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地保有合理化法人、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社等)										(1)農業(労務管理や市場開拓等も含む)への従事状況								
氏名又は名称	議決権の数	構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				農作業委託の状況	氏名	住所	役職	農業への従事状況(年 か月)								
		農地等の提供面積(m ²)	農地等の権利の種類	面積	面積					直近実績	見込み	直近実績	見込み	直近実績	見込み			
議決権の合計		農業関係者の議決権の割合				その法人が農業を行う期間		年 か月										
(2)関連事業者(法人から物資の提供又は役務の提供を受けている者等)										(2)「農作業への常時従事」が有ると記載された理事、取締役又は業務を執行する役員が農業への従事状況								
氏名又は名称	議決権の数	取引関係等の内容(農商工連携法等の認定の場合、法律名と期間)				その行う耕作又は養蓄の事業に必要な農作業の期間	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
		その者が農作業に常時従事する期間																
議決権の合計		関連事業者の議決権の割合																
雇用労働力(年間延日数)		人日				該当する期間を役員等ごとに、直近実績は直線両矢印、見込みは破線両矢印で示してください。「農作業に常時従事する期間」とは、その期間、必要な農作業についていつでも従事できる状態を言います。												

記載上の留意点 利用権設定を受ける法人が「農地所有適格法人」以外の農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号該当法人である場合(G)の□にレの記入

3. 利用権の設定等をする者(貸付者)の農業経営の状況等

この場合、借受者及び貸付者間で(別紙1)解除権等に係る協定書の締結及び借受者は空間市長あて(別紙2)確約書を提出

氏名	経営規模		世帯員数		専兼業種類別			
	農地	採草放牧地	男	女	専業	第1種兼業	第2種兼業	非農家
	m ²	m ²	人	人				

左記には利用権設定をした後の所有者が耕作する農地の面積を記載してください

4 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 利用権の設定

1の各筆明細に記載された土地(以下「当該土地」という。)の利用権は、この農用地利用集積計画の公告により設定される。

(2) 借賃の減額請求

利用権を設定する者(以下「貸付者」という。)及び利用権の設定を受ける者(以下「貸受者」という。)は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求し

(9) 修繕及び改良

ア 貸付者は、貸受者及び転借人の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他貸付者において修繕することができない場合、貸付者の同意を得たときは、貸受者が修繕し又は転借人に修繕させることができる。この場合において、貸受者又は転借人が修繕の費用を支出したときは、貸付者に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 貸受者は、貸付者の同意を得て当該土地の改良を行い又は転借人に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には貸付者の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

(10) 租税公課の負担

ア 貸付者は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

イ 当該土地に係る農業災害補償法に基づく共済掛金及び賦課金は、貸受者が転借人に負担させる。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、農用地利用集積計画(借入)明細に定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、貸受者が転借人に負担させる。

(6) 借賃の減額

利用権の目的物が農地である場合で、目的物の転借人から貸受者に対して農地法(昭和27年法律第229号)第20条の規定に基づく借賃の減額請求があり、貸受者が当該借賃を減額する場合には、貸受者は貸付者に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、貸付者及び貸受者が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、農業委員会が認定した額とする。

(7) 境界の明示

貸付者は、当該土地の引渡の時期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界を明示する。

(8) 負担の除去

貸付者は、当該土地の引渡の時期までに、貸受者の利用権の行使を阻害する負担を除去するとともに、利用権の存続期間中においても、利用権の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。

天災地変その他、貸付者及び貸受者並びに転借人の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定された利用権は消滅する。

(13) 目的物の返還

利用権の存続期間が満了したときは、貸受者は貸付者に対して、直ちに当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、貸受者は、原状回復の義務を負わない。

(14) 利用権に関する事項の変更の禁止

貸付者及び貸受者は、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、貸付者、貸受者及び市町村が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(15) 利用権取得者の責務

借受者は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(11) 賃貸借又は使用貸借の解除

貸受者は、「農地中間管理事業に関する法律」(平成25年法律第101号)第20条第1号又は第2号に該当するときは、知事の承認を受けて、貸受者が取得した賃貸借又は使用貸借を解除することができる。

(12) 利用権の消滅

貸受者は、転借人に対し、この農用地利用集積計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に疑義が生じたときは、貸付者、貸受者及び市町村が協議して定める。